

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する 専門委員会における検討事項について

1. ヒト受精胚を用いる研究に関する経緯等について

研究におけるヒト受精胚の作成及び取扱いに関しては、平成16年7月の総合科学技術会議並びに平成30年3月及び平成31年6月の総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）による「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の取りまとめ・見直しを受け、ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（以下「本専門委員会」という。）において「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「ゲノム編集指針」という。）及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「ART指針」という。）の策定・改正を行ってきた。

2. 本専門委員会における検討事項について

本専門委員会では、関連法令や研究指針との整合性を図りつつ、研究におけるヒト受精胚の作成及び取扱いが適切に行われるよう、ゲノム編集指針及びART指針の改正その他必要な事項について検討を行うものであるため、当面、以下の改正に必要な事項について検討することとしたい。

（1）「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」について

現在、CSTI生命倫理専門調査会では「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～（案）」を検討中であり、今後示された方向性に準じ、ゲノム編集指針及びART指針の改正を行う必要がある。

（2）個人情報の取扱いに係る規程の改正について

令和2年6月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われ、令和4年4月1日の全面施行が予定されている。加えて令和3年5月にも個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の一元化等を内容とする個人情報保護法の改正が行われ、公布から1年以内の一部施行、2年以内の全面施行が予定されている。学術研究に関しては、個人情報保護法において個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用除外とされていたところであるが、改正される個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）では、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する方針となっており、改正個人情報保護法の施行にあわせ、ゲノム編集指針及びART指針上の個人情報の取扱いに係る規程の改正を行う必要がある。

なお、今後「（1）「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」について」及び「（2）個人情報の取扱いに係る規程の改正について」に関する事項については、本専門委員会で議論することとする。

3.その他

検討にあたっては、他の関連する研究指針との整合性を図りつつ、議論を進めるものとする。